

猟銃等製造（販売）許可申請の手引

令和4年9月

千葉県防災危機管理部産業保安課

目 次

1	申請書の提出先	-----	2
2	猟銃等製造事業の許可（法第17条）	-----	3
3	猟銃等製造の許可（法第18条）	-----	5
4	猟銃等販売事業の許可（法第19条）	-----	6
5	猟銃等製造（販売）事業の承継（法第7条・法第20条）	-----	8
6	猟銃等種類変更の許可（法第8条第1項・法第20条）	-----	10
7	猟銃等工場等移転の許可（法第12条第1項・法第20条）	-----	11
8	猟銃等製造（販売）事業の廃止（法第13条・法第20条）	-----	12
9	猟銃等製造（販売）事業の変更	-----	13
10	猟銃等製造（販売）報告書（法第24条・政令第4条）	-----	15

【改訂履歴】

平成12年	3月31日	発行
令和 2年	5月25日	改訂
令和 3年	1月21日	改訂
令和 4年	9月12日	改訂

本書中の略称

法	：武器等製造法
政令	：武器等製造法施行令
省令	：武器等製造法施行規則

1 申請書の提出先

武器等製造法に係る各種申請書は下表の手続きを除いて、産業保安課に提出してください。

（提出先）

千葉市中央区市場町１番１号（県庁中庁舎７Ｆ）

千葉県防災危機管理部産業保安課管理調整班

T E L ０４３－２２３－２７２２

下記に係る事務

・猟銃等製造（販売）報告書

管轄する市町村	提出先	住所及び連絡先	電話番号
千葉市・市原市	産業保安課	〒260-8667 千葉市中央区市場町１－１	043-223-2722
習志野市・八千代市・ 市川市・船橋市・ 浦安市	葛南地域振興事務所 地域防災課	〒273-8560 船橋市本町１－３－１ （フェイスビル７Ｆ）	047-424-8281
松戸市・野田市・ 柏市・我孫子市・ 流山市・鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所 地域防災課	〒271-8560 松戸市小根本７	047-361-2111
佐倉市・成田市・ 四街道市・印西市・ 八街市・白井市・ 富里市・印旛郡	印旛地域振興事務所 地域防災課	〒285-8503 佐倉市鎗木仲田町８－１	043-483-1111
香取市・香取郡	香取地域振興事務所 地域防災課	〒287-8502 香取市佐原イ９２－１１	0478-54-1311
銚子市・匝瑳市・ 旭市	海匝地域振興事務所 地域防災課	〒289-2504 旭市二１９９７－１	0479-62-0261
東金市・山武市・ 大網白里町市・山武郡	山武地域振興事務所 地域防災課	〒283-0006 東金市東新宿１７－６ （東金合同庁舎敷地内）	0475-54-0222
茂原市・長生郡	長生地域振興事務所 地域防災課	〒297-8533 茂原市茂原１１０２－１	0475-22-1711
いすみ市・勝浦市・ 夷隅郡	夷隅地域振興事務所 地域防災課	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻１４	0470-82-2211
館山市・鴨川市・ 南房総市・安房郡	安房地域振興事務所 地域防災課	〒294-0045 館山市北条４０２－１	0470-22-7111
木更津市・君津市 富津市・袖ヶ浦市	君津地域振興事務所 地域防災課	〒292-8520 木更津市貝渚３－１３－３４	0438-23-1111

2 猟銃等製造事業の許可（法第17条）

猟銃等の製造（改造及び修理を含む。以下同じ。）の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする猟銃等の種類を定めて、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

また、法第17条第2項において準用する法第5条第1項第2号の規定により、猟銃等の保管のための設備を備えていなければならない、法第19条の2第1項の規定により、業務のため所持する猟銃等を、正当な場合を除き、先の設備に施錠して保管しなければならない。

猟銃等の製造事業許可申請に必要な書類は次のとおりです。

[必要書類]

- ① 猟銃等製造事業許可申請書（様式第9）
 - ② 登記簿謄本（法人の場合）
 - ③ 戸籍抄本（法人にあっては役員全員）
 - ④ 履歴書（法人にあっては役員全員）
 - ⑤ 身分証明書（法人にあっては役員全員）
 - ⑥ 住民票（法人にあっては役員全員）
 - ⑦ 誓約書（別紙）
 - ⑧ 事業場の図面
 - ・ 事業場までの案内図
 - ・ 事業場内の見取図
 - ・ 保管場所の見取図
 - ⑨ 事業計画書（別紙）
 - ⑩ 猟銃等保管計画書（別紙）
 - ・ 保管方法を具体的に記入すること。
（保管庫の構造、保管予定数、盗難予防上の処置、非常時の通報体制等を記載する。）
（警報・警鳴装置を警備会社に委託している場合は、その連絡先を記載する。）
・ 保管庫の内部状況を示す図面を添付すること。（保管庫の図面）
（特に陳列ケースに入れる場合には、最小数にし、その方法等について図示すること。）
 - ⑪ 警鳴・警報装置の設置状況が解る図面と警鳴・警報装置の図面
 - ⑫ 従業員名簿
 - ⑬ 手数料 85,000円（千葉県収入証紙）
- ※ 他法令（消防法、建築基準法、都市計画法等）については、各申請者において確認しておくこと。

[その他（申請時には必要ありません）]

①帳簿（法第23条・省令第22条）

猟銃等製造事業者は、帳簿を備え、猟銃等製造について、省令で定める次の事項を記載しなければなりません。

帳簿に記載しなければならない事項は次のとおりです。

- 1 製造をし、引き渡し、又は引渡を受けた猟銃等の数
- 2 猟銃等を製造し、引き渡し、又はその引渡しを受けた年月日
- 3 猟銃等を引き渡し、又はその引渡しを受けた相手方の氏名又は名称 及び住所
- 4 引き渡し、又は引渡を受けた猟銃等の製造番号

②報告（法第24条・政令第4条）

猟銃等製造事業者は、製造をした猟銃等を年度で集計し、報告書を提出しなければなりませんので、期限までに必ず提出してください。詳細は手引P15を参照。

[注意事項]

申請書は正副2部提出してください。

（担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡をお願いします。）

3 猟銃等製造の許可（法第18条）

猟銃等の製造（修理を除く）は、法第17条第1項の許可を受けた者（猟銃等製造事業者）でなければ行ってはなりません。が、試験的に製造をする場合において、知事の許可を受けたときは、猟銃等を製造することができます。

※試験的製造とは、国等の委託を受けて試験的に猟銃等の製造を行う場合等を指します。

[必要書類]

- ① 猟銃等製造許可申請書（様式第10）
- ② 登記簿謄本（法人の場合）
- ③ 住民票（個人の場合）
- ④ 事業場の図面
 - ・ 事業場までの案内図
 - ・ 事業場内の見取図
 - ・ 保管場所の見取図
- ⑤ 事業計画書（別紙）
- ⑥ 猟銃等保管計画書（別紙）
 - ・ 保管方法を具体的に記入すること。
（保管庫の構造、保管予定数、盗難予防上の処置、非常時の通報体制等を記載する。）
（警報・警鳴装置を警備会社に委託している場合は、その連絡先を記載する。）
 - ・ 保管庫の内部状況を示す図面を添付すること。（保管庫の図面）
（特に陳列ケースに入れる場合には、最小数にし、その方法等について図示すること。）
- ⑦ 警鳴・警報装置の設置状況が解る図面と警鳴・警報装置の図面

[注意事項]

申請書は正副2部提出してください。

（担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡をお願いします。）

4 猟銃等販売事業の許可（法第19条）

猟銃等の販売の事業を行おうとする者は、店舗ごとに、その販売する猟銃等の種類を定めて、都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、猟銃等製造事業者がその製造に係る猟銃等をその工場又は事業場において販売する場合は、この限りではありません。

また、法第19条第2項において準用する法第5条第1項第2号の規定により、猟銃等の保管のための設備を備えていなければならない、業務のため所持する猟銃等を法第19条の2第1項の規定により、正当な場合を除き、先の設備に施錠して保管しなければなりません。

猟銃等の販売事業許可申請に必要な書類は次のとおりです。

[必要書類]

- ① 猟銃等販売事業許可申請書（様式第11）
 - ② 登記簿謄本（法人の場合）
 - ③ 戸籍抄本（法人にあっては役員全員）
 - ④ 履歴書（法人にあっては役員全員）
 - ⑤ 身分証明書（法人にあっては役員全員）
 - ⑥ 住民票（法人にあっては役員全員）
 - ⑦ 誓約書（別紙）
 - ⑧ 事業場の図面
 - ・事業場までの案内図
 - ・事業場内の見取図
 - ・保管場所の見取図
 - ⑨ 事業計画書（別紙）
 - ⑩ 猟銃等保管計画書（別紙）
 - ・保管方法を具体的に記入すること。
（保管庫の構造、保管予定数、盗難予防上の処置、非常時の通報体制等を記載する。）
（警報・警鳴装置を警備会社に委託している場合は、その連絡先を記載する。）
・保管庫の内部状況を示す図面を添付すること。（保管庫の図面）
（特に陳列ケースに入れる場合には、最小数にし、その方法等について図示すること。）
 - ⑪ 警鳴・警報装置の設置状況が解る図面と警鳴・警報装置の図面
 - ⑫ 従業員名簿
 - ⑬ 手数料 73,000円（千葉県収入証紙）
- ※ 他法令（消防法、建築基準法、都市計画法等）については、各申請者において確認しておくこと。

[その他（申請時には必要ありません）]

①帳簿（法第23条・省令第22条）

猟銃等販売事業者は、帳簿を備え、猟銃等販売について、省令で定める次の事項を記載しなければなりません。

帳簿に記載しなければならない事項は次のとおりです。

- 1 引き渡し、又は引渡を受けた猟銃等の数
- 2 猟銃等を引き渡し、又はその引渡を受けた年月日
- 3 猟銃等を引き渡し、又はその引渡を受けた相手方の氏名又は名称及び住所
- 4 引き渡し、又は引渡を受けた猟銃等の製造番号

②報告（法第24条・政令第4条）

猟銃等販売事業者は、引き渡した猟銃等を年度で集計し、報告書を提出しなければなりませんので、期限までに必ず提出してください。詳細は手引P15を参照。

[注意事項]

申請書は正副2部提出してください。

（担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡をお願いします。）

5 猟銃等製造（販売）事業の承継（法第7条・法第20条）

法第20条において準用する法第7条の規定により、猟銃等製造事業者又は販売事業者がその事業の全部を譲り渡し、又は事業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、猟銃等製造事業者又は販売事業者の地位を承継することができます。

[必要書類]

①猟銃等製造（販売）事業承継届出書（様式第12）

②登記簿謄本（法人の場合）

③戸籍抄本（法人については役員全員）

④履歴書（法人については役員全員）

⑤身分証明書（市町村役場発行。法人については役員全員）

⑥住民票（法人については役員全員）

⑦誓約書（別紙）

⑧事業場の図面

- ・事業場までの案内図 ・事業場内の見取図
- ・保管場所の見取図

⑨事業計画書（別紙）

⑩猟銃等保管計画書（別紙）

- ・保管方法を具体的に記入すること。
（保管庫の構造、保管予定数、盗難予防上の処置、非常時の通報体制等を記載する。）
（警報・警鳴装置を警備会社に委託している場合は、その連絡先を記載する。）
- ・保管庫の内部状況を示す図面を添付すること。（保管庫の図面）
（特に陳列ケースに入れる場合には、最小数にし、その方法等について図示すること。）

⑪承継する許可書の写し

⑫事業の全部を譲り渡し、又は事業者について相続、合併若しくは分割し、製造事業者及び販売事業者の地位を承継した事実を証する書面（別紙）

（事業の全部を譲り渡す場合は、譲渡契約書の写し等）

（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その全員の同意書。）

⑬従業員名簿

[注意事項]

申請書は正副 2 部提出してください。

（担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡をお願いします。）

6 猟銃等種類変更の許可（法第8条第1項・法第20条）

猟銃等製造事業者又は販売事業者は、法第20条において準用する法第8条第1項の規定により、その製造又は販売しようとする猟銃等の種類を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

[必要書類]

- 1 猟銃等種類変更許可申請書（様式第13）
- 2 猟銃等製造・販売許可証の写し
- 3 事業場の図面
 - ・事業場までの案内図
 - ・事業場内の見取図
 - ・保管場所の見取図
- 4 事業計画書（別紙）
- 5 猟銃等保管計画書（別紙）
 - ・保管方法を具体的に記入すること。
（保管庫の構造、保管予定数、盗難予防上の処置、非常時の通報体制等を記載する。）
（警報・警鳴装置を警備会社に委託している場合は、その連絡先を記載する。）
 - ・保管庫の内部状況を示す図面を添付すること。（保管庫の図面）
（特に陳列ケースに入れる場合には、最小数にし、その方法等について図示すること。）
- 6 警鳴・警報装置の設置状況が解る図面と警鳴・警報装置の図面
- 7 手数料（千葉県収入証紙）
 - ・製造 36,000円
 - ・販売 25,000円

[注意事項]

申請書は正副2部提出してください。
（担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡をお願いします。）

7 猟銃等工場等移転の許可（法第12条第1項・法第20条）

猟銃等製造及び販売事業者が工場（事業場・店舗）を移転しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければなりません（法第20条において準用する法第12条）。

猟銃等の工場（事業場・店舗）移転許可申請に必要な書類は次のとおりです。

[必要書類]

- ① 猟銃等工場等移転許可申請書（様式第14）
 - ② 猟銃等製造・販売許可証の写し
 - ③ 事業場の図面
 - ・事業場までの案内図
 - ・事業場内の見取図
 - ・保管場所の見取図
 - ④ 事業計画書（別紙）
 - ⑤ 猟銃等保管計画書（別紙）
 - ・保管方法を具体的に記入すること。
（保管庫の構造、保管予定数、盗難予防上の処置、非常時の通報体制等を記載する。）
（警報・警鳴装置を警備会社に委託している場合は、その連絡先を記載する。）
 - ・保管庫の内部状況を示す図面を添付すること。（保管庫の図面）
（特に陳列ケースに入れる場合には、最小数にし、その方法等について図示すること。）
 - ⑥ 警鳴・警報装置の設置状況が解る図面と警鳴・警報装置の図面
 - ⑦ 手数料（千葉県収入証紙） 78,000円（製造）、61,000円（販売）
- ※ 他法令（消防法、建築基準法、都市計画法等）については、各申請者において確認しておくこと。

[注意事項]

申請書は正副2部提出してください。

（担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡をお願いします。）

8 猟銃等製造（販売）事業の廃止（法第13条・法第20条）

法第20条において準用する法第13条の規定により、猟銃等製造事業者又は販売事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

[必要書類]

- ① 猟銃等製造（販売）事業廃止届出書（様式第15）
- ② 猟銃等製造（販売）事業許可証（原本）（変更申請・変更届や承継届等を提出している場合は、その受理通知書の原本を含む。）

※許可証等を紛失した場合は、紛失届を提出してください。

- ③ 台帳の写し

※猟銃等を処分したことがわかるもの。

注）事業を廃止するときは、在庫銃を処分してから廃止届出書を提出してください。

（全ての在庫銃を猟銃等販売事業者に取り取ってもらう等の処置をすること。）

[注意事項]

- ① 製造事業と販売事業の許可両方を所持している事業者は、それぞれ届出書を提出してください。
- ② 申請書は正副2部提出してください。
（担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡をお願いします。）

9 猟銃等製造（販売）事業の変更

猟銃等の製造事業者又は販売事業者は、申請書の記載事項に変更が生じた場合は、事業変更届を提出してください。なお、変更届に必要な書類は、その変更内容によって変わりますので、産業保安課にお問合せください。

※保管庫に関する変更は、変更前に変更届を提出してください。変更届の提出後は、受理通知書の交付前に産業保安課職員による現地確認を行います。

[必要書類の例1：法人の代表者変更の場合]

- ① 猟銃等製造（販売）事業変更届（別紙）
- ② 猟銃等製造（販売）許可証の写し
（過去に変更届を提出している場合は、その受理通知書の写しを含む。）
- ③ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書。法人の場合。）
- ④ 戸籍抄本（法人の場合は代表者のみ）
- ⑤ 履歴書（法人の場合は代表者のみ）
- ⑥ 身分証明書（法人の場合は代表者のみ）
- ⑦ 住民票（法人の場合は代表者のみ）
- ⑧ 誓約書（別紙）

[必要書類の例2：保管庫本体が変わる場合や、保管庫の位置が変わる場合] ※事前に産業保安課との協議が必要。

- ① 猟銃等製造（販売）事業変更届（別紙）
- ② 猟銃等製造（販売）許可証の写し
（過去に変更届を提出している場合は、その受理通知書の写しを含む。）
- ③ 事業場の図面
 - ・事業場までの案内図
 - ・事業場内の見取図
 - ・保管場所の見取図
- ④ 事業計画書（別紙）
- ⑤ 猟銃等保管計画書（別紙）
 - ・保管方法を具体的に記入すること。
（保管庫の構造、保管予定数、盗難予防上の処置、非常時の通報体制等を記載する。）
（警報・警鳴装置を警備会社に委託している場合は、その連絡先を記載する。）
 - ・保管庫の内部状況を示す図面を添付すること。（保管庫の図面）
（特に陳列ケースに入れる場合には、最小数にし、その方法等について図示すること。）
- ⑥ 警鳴・警報装置の設置状況が解る図面と警鳴・警報装置の図面

- ⑦ 店舗建て替え工事計画書（建て替えの場合は別紙参照。）
- ・ 現店舗の解体時期
 - ・ 新店舗の工事期間
 - ・ 現在保有している猟銃等の取扱い予定
（処理する際の盗難予防上の取扱い又は、警察への連絡事項）
 - ・ 新店舗における設備上の変更箇所
（例．新店舗においては、ショーケースを２台から１台とする。等）
 - ・ 新店舗における取扱い上の変更箇所
（例．新店舗においては、新銃は販売しない。等）
- ⑧ 変更があったことがわかる書類（配置図、写真等）

[注意事項]

申請書は正副２部提出してください。

（担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡をお願いします。）

10 猟銃等製造（販売）報告書（法第24条・政令第4条）

猟銃等製造（販売）事業者は、製造あるいは引き渡した猟銃等の数及び猟銃等の在庫について年度で集計した報告書を翌年度の4月末日までに提出しなければなりません。

① 必要書類

☐ 猟銃等製造（販売）報告書

[注意事項]

報告書の提出先は手引P2を参照してください。